

注意事項

今年度の「e-ラーニング研修」は全教職員Web上で実施します。問題ごとに、選択肢の並びが変わっていることがあるかもしれませんが、これは、ソフトウェアによるもので、作成者の意図はありません。

「アンケート」でも、問題ごとに選択肢の並びが変わっていることがありますので、よく読んで回答していただけますようお願いいたします。


 [次のページへ](#)

Page1 はじめに

今年も夏のコンプライアンス推進週間がやってきました。この推進週間は、教職員の**不祥事根絶**を目指し、各所属において**研修**や**啓発活動**などに重点的に取り組むことにより、教職員一人一人の**コンプライアンス意識の向上**を図ることを目的としています。



今回のe-ラーニングは、スマートフォンの使用やインスタグラム等のSNSに関係した新たな事例を加えた上で、5つの問題形式でコンプライアンス研修を行います。この研修で得た知識を「**きっかけ**」として、さらに、「**信頼される学校・教職員**」をめざし、各所属で不祥事根絶に向けた取組を深めていただければ幸いです。

※ 矢印()をクリックしてください。

 [次のページへ](#)

(注) 本研修で取り上げる事例は、全て他県の事例を参考にしています。また、懲戒処分は各教育委員会ごとの判断であり、事例の背景や当事者のそれまでの勤務状況等は様々であることから、同様の事例でも処分は異なります。

(問1) 次の事例では、どのような懲戒処分になるでしょうか。

県立学校の30代の女性講師は、午前6時頃、県道を走行中、センターラインをはみ出して対向車と接触した。呼気から基準を超えるアルコールが検出され、酒気帯び運転の容疑で逮捕された。この講師は、前日の午後11時までに、飲食店で友人と生ビール3杯とハイボール2杯を飲んで寝たが、「翌朝までアルコールが残っているとは思わなかった。」などと話している。

➡ ① 免職
➡ ③ 減給

➡ ② 停職
➡ ④ 戒告

免職

- 飲酒運転(酒気帯び運転)に対する懲戒処分は原則として免職となります。
- 飲酒運転、無免許運転や、ひき逃げ・当て逃げといった違反行為は、交通違反の中でも特に悪質なものであり、社会的にも厳しい批判を受けることとなります。
- 「あまり飲んでいないから大丈夫」、「飲酒後に仮眠をとれば酔いは醒める」といった甘い認識や誤った考え方は改めなければいけません。

◇ 飲酒運転に対する標準的な処分量定 「教職員の懲戒処分の指針(徳島県教育委員会)」より

非違行為(具体例)	免職	停職
(1) 相手方を死亡させた教職員	○	
(2) 相手方に重傷を負わせた教職員	○	
(3) 相手方に軽傷を負わせた教職員	○	
(4) 他人の所有物に損傷を与えるなど交通事故を起こした教職員(自損事故を含む)	○	
(5) 上記(1)～(4)以外で、飲酒運転をした教職員	○	○

※ 飲酒運転をした管理職員(管理職手当の支給を受ける教職員)は、原則として、免職とする。

➡ 次のページへ

Page4 交通事故・違反(飲酒運転)

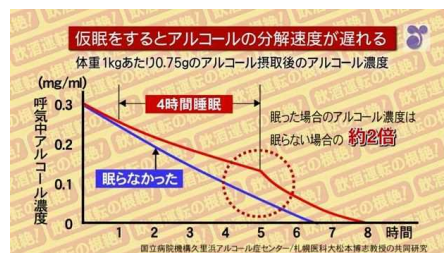
◇飲酒した翌日の酒気帯び運転にも注意！

○1単位のアルコール量を分解処理するのに、約4時間を要すると言われています。(左下図)

飲酒量に比例して分解時間は長くなるので、例えば、3単位では約12時間かかります。

○「仮眠をすればアルコールが抜ける」という考えは間違いで、寝ていたほうが起きている場合に比べ、アルコールの分解速度が遅くなります(寝ないほうが良いということではありません)。仮眠をとったことで「すっきり」したと感じても、アルコールは抜けていません。(右下図)

○体からアルコールが抜けるまでには長い時間が必要です。翌日に車を運転する場合は、前日の飲酒は控えるか、アルコール分解速度を考慮し、適度な飲酒量に留めておくことが大切です。



内閣府 政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報 「飲酒運転は絶対に「しない!」「させない!」みんなで守ろう3つの約束 より

➡ 次のページへ

Page5 個人情報保護

(問2) 次の事例において教職員は、懲戒の対象となるでしょうか。

公立小学校の50代の男性教諭は、職員室内の自席で給食の画像を撮影し、同日勤務終了後に個人のInstagramに投稿したが、机にあった登下校誘導員の名簿(住所、氏名など)の一部が写り込んでいた。写真は不特定多数が閲覧できる状態であり、「日頃から自分の旅行の写真を投稿していたため、今回も何気なく投稿してしまった。」と話している。

➡ ① 対象となる

➡ ② 対象とならない

対象となる

- 名簿の一部が写り込んだ画像を投稿したことは、**個人情報の流失**にあたります。
- SNS等の利用においても、**公私の別を明確**にする必要があります。また、私的な利用に、**学校での出来事や児童生徒の写真等**を投稿してはいけません。
- SNS等への投稿については、**保護者や地域の人も見ている**という意識を常に持ち、投稿内容に**誤りや不適切な内容が無い**か、事前に確認するようにしましょう。

なお、勤務時間内に、個人のインスタグラム等へ、画像を撮影して投稿した場合は、**地方公務員法第35条「職務に専念する義務」**の違反にあたります。

◇個人情報の盗難紛失又は流失に対する標準的な処分量定「教職員の懲戒処分の指針(徳島県教育委員会)」より

非違行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流失させ、公務の運用に支障を生じさせた教職員			○	○

➡ [次のページへ](#)

(問3) 次の事例では教職員は、懲戒の対象となるでしょうか。

公立中学校の30代の男性教諭は、女子生徒から、学校生活などについて、二人きりの状況で相談を受けていたところ、女子生徒が突然泣き出したので、思わず抱きしめてしまった。二人は部活動の顧問と部員の関係で、この教諭は部活動の連絡網として使っていた「LINE」を通じて生徒と親しくなった。生徒の友人が担任に伝え発覚した。

➡ ① 対象となる

➡ ② 対象とならない

対象となる

- 児童生徒に対するわいせつ行為等は、**子供の心に大きな傷を残し**、その将来に**深刻な影響を及ぼす**ものであり、教職員による不祥事の中で**最も悪質なものの一つ**です。
- 通話及びメールやライン等による児童・生徒との**私的なやりとり**は、**禁止**されています。また、セクハラ行為全般は、行為者にセクハラ**の意図がなくても**、**受け手側が、「いやだ」「セクハラを受けた」と感じれば**、セクハラと認定されます。
- 特定の児童生徒への指導については、問題を一人で抱え込まない**(密室化しない)**ように、**複数名**による指導や、**同性の教職員の協力**を仰ぐことなどが大切です。

◇児童生徒に対するわいせつ行為等の標準的な処分量定[概略]

「教職員の懲戒処分の指針(徳島県教育委員会)」より

非違行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
児童生徒に対し、わいせつな行為を行った教職員	○			
児童生徒にセクシャル・ハラスメントを行った教職員	○	○	○	

➡ 次のページへ

(いつも意識してほしいこと)

- 「この程度のことは……(許容されるだろう)」と**錯覚しない**。
- 教職員に対する「**安心感**」や「**信頼感**」などから、「**好き**」等を表す児童生徒の言動があっても、**勘違いしない**。自らの立場を忘れず、常に**一定の距離**をおくこと。
- 相手の**人格を尊重**する。
- 生徒の向こうにはいつも**保護者**がいる。
 - ・SNS上でのやりとりは、**他の生徒**や**保護者**も見ている。
 - ・緊急の連絡がある場合は、**必要最低限の内容**にする。
 - ・送信前には、**不適切な内容・表現**が無いかを**再確認**する。
 - ・メール等での連絡においても、**常識的な時間内**で行う。

➡ 次のページへ

(問4) 次の事例において教職員は、懲戒の対象となるでしょうか。

公立中学校の男性教諭は、顧問をしている女子バレーボール部の練習試合後に、消極的なプレーが目立ったとして、「おまえのせいで負けた」などと言いながら、部員の女子生徒の体にボールをぶつけた。この女子生徒にけがはなく、生徒本人と保護者からのクレームもなかったが、その場にいた他の生徒が、この様子を「ツイッター」に投稿したことで発覚した。

➡ ① 対象となる ➡ ② 対象とならない

対象となる

- 身体に対する侵害(殴る、蹴る等)、肉体的苦痛を与える懲戒(正座・直立等)である体罰はもちろん、児童生徒の人間性や人格の尊厳を否定するような発言(暴言)は許されません。
- 体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできません。そのような指導は、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生じさせることとなります。また、体罰等を直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすこととなります。

◇ 体罰等に対する標準的な処分量定 「教職員の懲戒処分の指針(徳島県教育委員会)」より

非違行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
(1) 体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	○	○		
(2) 体罰により児童生徒に傷害を負わせた教職員		○	○	○
(3) 児童生徒に上記以外の体罰をした教職員			○	○
(4) 侮蔑的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた場合	体罰の量定に準じて取り扱う			

➡ 次のページへ

(体罰・暴言のおもな要因)

- 一時的に感情が高まり、カッとなって起こした。
- 「これぐらい」という認識の甘さが起こした。
- 勝利至上主義となり、勝つためには仕方がないと思っている。
- 自分の思いや熱心な指導が、理解されていると過信している。
- 「信頼関係があれば許される」という誤った考えをしている。
 - ・当事者同士が認めても、周りの生徒や保護者が許さない。

☆体罰を「容認」しない。

- ・体罰を行う者は常習的な場合が多い。
- ・体罰を「指導の一環」として「正当化」するのは誤りである。
- 同僚であっても、不適切な指導があった場合は、すぐに止めるに入り、速やかに上司に報告し、早期対応を図る。

➡ 次のページへ

(問5) 次の事例では、どのような責任が問われるでしょうか。

直線道路を時速60kmで走行中、メールの着信を確認するため、左手でスマートフォンを持って操作をしながら運転していた。スマートフォンの操作に気を取られ、ハンドル操作が緩慢になったうえ、路肩を走行していた自転車に気づかずに追突し、自転車の運転者にけがを負わせた。

a 身分上の責任 b 行政上の責任 c 刑事上の責任 d 民事上の責任

- | | |
|-----------|---------|
| ➡ ① aのみ | ➡ ② aとb |
| ➡ ③ aとbとc | ➡ ④ 全て |

全て

◇運転中の「ながらスマホ」は道路交通法違反！

- 運転中の携帯電話等の使用や画像表示装置(カーナビ等含む)の注視については、道路交通法第七十一条第五号の五において禁止されています。
- 相手を死傷させるなど、刑事上の責任として「過失運転致死傷罪」等が科せられる場合には、行政上の責任として「運転免許の取消」や民事上の責任として「遺族への損害賠償」などが発生することは当然として、教職員としての身分上の責任においても厳重な懲戒処分を受けることとなります。

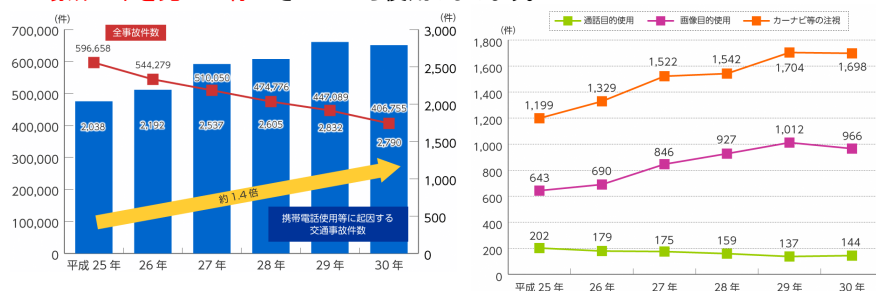
◇その他の交通法規違反に対する標準的な処分量定「教職員の懲戒処分の指針(徳島県教育委員会)」より

非違行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
(1)相手方を死亡させた教職員	○	○	○	
(2)相手方に重傷を負わせた教職員		○	○	○
(3)相手方に軽傷を負わせた教職員			○	○
(4)他人の所有物に損傷を与えた教職員				○
(5)上記(1)～(4)以外で、交通法規違反を起こした教職員(自損事故の場合及び事故等はないが、交通法規違反で検挙された教職員を含む)				○

➡ 次のページへ

◇運転中の「ながらスマホ」等による事故が増加！

- 平成25年から平成30年の原付以上運転者の交通事故件数(左下図)は、約32%減少しているが、携帯電話使用等に起因する交通事故の件数は、約1.4倍に増加しています。また、発生状況(右下図)では、「カーナビ等の注視」が最も多く、次いでメール、インターネット、ゲームなどの「画像目的使用」が多くなっています。
- 運転中、緊急にメール等の連絡や確認が必要になった場合は、**落ち着いて安全な場所に車を完全に停止させてから使用しましょう。**



内閣府 政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報 その一瞬が交通事故に！こんなに危険！運転中の「ながらスマホ」より

➡ 次のページへ

Page16 おわりに

今回の研修は、「事例から学ぶ」をテーマとし、それぞれの事例に対する「標準的な処分量定」や「その対応策」、「関連する知識」等を紹介しています。

現在の社会は、スマートフォンや「LINE」などのSNSの普及で、これまでにない便利な世の中になっていますが、新たな「リスク」への対応も考えていかなければいけません。

今回のeラーニングで得た「知識」を活用し、そして、「意識」を更新し、「教職員としての誇りと自覚」を高める取組を、ともに充実させていきましょう！



eラーニングによるコンプライアンス研修、お疲れさまでした。

続いて、アンケートにお答えください。 ➡ [アンケートへ](#)